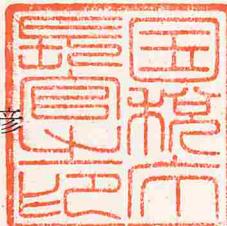


課審5-3  
令和2年2月21日

## 行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

国税庁長官 星野 次彦



令和2年1月24日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

|          |   |
|----------|---|
| 行政文書の名称  | 生活を維持するために必要な費用として国から個人に支給された金員は常に所得税法第9条第1項第15号に規定する学資に充てるために給付される金品に該当しないことが分かる文書 |
| 不開示とした理由 | 本件開示請求に係る対象文書は作成しておらず、保有していないため、不開示としました。   |
| 担当 課     | 長官官房総務課情報公開・個人情報保護室<br>電話 03-3581-4161 内線3499                                       |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。